

石碑概観——県内の石碑採拓を通して——(一)

上江洲 敏 夫

(うえす としお 県立博物館学芸員)

沖縄県教育委員会(事業主体は教育庁文化課)では、昭和五十八、九年の両年度にわたり、国庫補助事業の一環として、県内に現存する金石文の遺品調査を実施している。私も調査員の一人として採拓班に加わり、崎間麗進・又吉真三・阿波根直孝・与那嶺美和子の各氏と一緒に本島と久米島に所在する金石文の採拓を採って回った。また、博物館の資料収集や個人的に採拓する機会もあつて、石碑や梵鐘の金石文に親しく接してきた。そこで、それらの調査を通して得た知見を、特に石碑に焦点を絞ってそのいくつかを概観してみたい。

金石文とは、石材や金属にある目的をもって刻んだ文字、すなわち、石碑や梵鐘などの銘文のことである。石碑や梵鐘などに刻まれた銘文を大別すると、①社会的なできごとや記念すべき事業を完成したとき、②歴史上のある特定人物の功業を顕彰するため、③故人を偲んで氏名・没年月日・事跡などを子孫などにしらせるため、④ある事象や建築物の縁由・来歴等を後世に伝えるため、⑤ある事物を賞賛した記念銘とするため、⑥仏教の加護や除災招福など宗教的、呪術的な目的のためにつくられる場合が多い。以上六つの暫定的な区分は重複することもあり、一概に断定しえるものではないが、大略右に示した目的で金属や石に刻字し

て後世へのメッセージとしたことは明らかである。

①は植樹記念とか道路建設、あるいは橋梁の架橋などが比較的多く、萬歳嶺記・官松嶺記、真珠湊碑文、比謝橋碑文・新修美栄橋碑文などがあげられる。②には大琉球国王頌德碑・百浦添欄干之銘・国王頌德碑などが代表的なものである。③には墓碑・墓誌、厨子甕の銘書きなどがあり、識名沢岬王舅墓之銘・一翁寧公墓碑・今帰仁池城墓碑などがあげられる。④の種類はもつともバリエーションに富んでおり、安国山樹華木之記・たまおとんのひのもの(玉陵碑)・山北今帰仁監守来歴碑記・当蔵村阿丹祢川嶽碑文などの縁由・来歴を刻銘したものや、琉球国新建至聖廟記(孔子廟碑文)・琉球国新建儒学碑記・琉球国新建国学碑文などの建築物を建設した際にそのいきさつを刻銘したものなどがあげられる。⑤の代表的なものは中山第一・飛泉泉漱・霊脈流芬など、龍樋を賛美した冊封使の石碑などがあげられる。⑥の宗教的なものとしては銅鐘や梵鐘等があげられ、呪術的なものとしては石敢当や梵字碑・経塚碑などがある。梵鐘等には旧首里城正殿鐘、円覚寺殿前鐘・殿中鐘・楼鐘など県内に十二基が現存する。丁字路や三叉路などに造立された石敢当は各地でみられ、梵字碑は中部を中心に那覇市や多良間村・粟国村などにも存在する。経塚碑としては金鋼嶺・観音経塚碑(平良市)などがある。

ここで概観した石碑は、金石文遺品調査で得た成果の一部と、昭和五十九年十一月十八日に博物館文化講座の一環として実施した「石碑めぐり——首里の石碑・詩碑——」の資料をもとにまとめたものである。金石文遺品調査の成果は、近々報告書が刊行されることになっているので、沖縄金石文の全体像を掌握する意味でも参考にされたい。

たまおとんのひのもん（玉陵碑・片面）

所在地 那覇市首里金城町

建立年 弘治十四年（一五〇二）

法 量 縦八八・〇cm 横三〇・五cm

石 質 閃緑岩（輝緑岩）

備 考 県指定文化財

【銘文】

首里おきやかもひかなしまあかとたるしよりの御ミ事

御一人よそひおとんの大あんしおきやか

御一人きこゑ大きミのあんしおとちとのもいかね

御一人さすかさのあんしまなへたる

御一人中くすくのあんしまにきよたる

御一人ミやきせんのあんしまもたいかね

御一人こゑくのあんしまさふろかね

御一人きんのあんしまさふろかね

御一人とよミくすくのあんしおもひふたかね

い上九人

この御すゑ八千年万年にいたる

までこのところにおさまるへし

もしのちにあらそふ人あらはこのすミ

見るへしこのかきつけそむく人あらハ

てんにあをきちにふしてたゝるへし

大明弘治十四年九月大吉日

【解説】 王家の陵墓である玉陵の外庭に建立されている石碑である。玉

陵は弘治十四年（一五〇二）、尚真王が父尚円の遺骨を見上森（みあげ

もり）の陵墓から移葬するために造営したものである。碑は琉球石灰岩

を積んでつくった台座の上に碑身を建て、外庭の左側に建立されている。

石材が中国産と思われる硬石質の閃緑岩（輝緑岩）を使用しているため

ほとんど摩滅しておらず、ほぼ完全な状態で残っており、拓本も鮮明に

採れる。碑身の四周には界線内に唐草文が施されている。碑の中には碑

名はなく、『琉球国碑文記』の中に「たまおとんのひのもん」とある。

碑文は假名文（琉文）で記されており、琉文刻銘の現存金石文では最古

のものとなる。碑は「首里おきやかもひかなしまあかとたるしよりの

御ミ事」とあって、これが尚真王の詔であることを記したあと、上下二

段に分けて刻銘されている。この碑文は王位継承をめぐる王家の内紛を

示す資料にあげられている。すなわち、尚真王の生母（尚円妃）が尚宣

滅を排し、尚宣威の娘を尚真の正妃に迎えて長男尚威衝を生むが、第二

夫人の華後の讒言にあつて廃嫡となり、華後の子尚清（尚真の第五子）

を即位させている。この内紛の結果、玉陵に葬る人を制限するために建

立された碑であるといわれている。

碑文の内容は、尚真王の御詔として世継御殿（尚円妃）・聞得大君

（尚円長女）・佐司笠（尚真長女）・中城王子（尚清）・今帰仁王子（尚

真第三子尚韶威）・越来王子（尚真第四子尚龍徳）・金武王子（尚真第

六子尚享仁）・豊見城王子（尚真第七子尚源道）九人の名をあげ、これ

らの人たちの子孫は千年万年にいたるまで、この玉陵に葬りなさい。も

し後世このことで争う人があつたら、この碑文を見なさい。この碑文に

背く人があつたら、天に仰ぎ地に伏してたたるべし、となつてゐる。

壺川松尾碑文（片面）

所在地 那覇市首里山川町

建立年 康熙十八年（一六七九）

法量 縦七七・〇cm 横二八・〇cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【銘文】

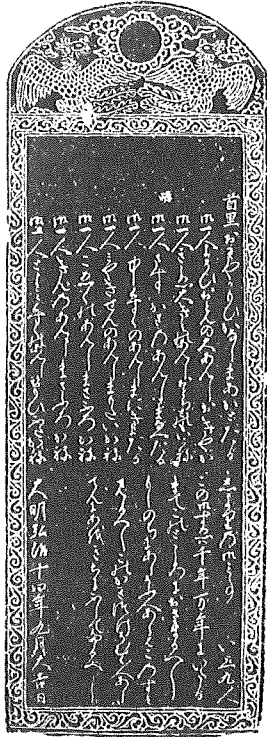
元祖者

先王尚清主君第八男子読谷山王子法名山英其懷母湧田村之處子也因慕鄉里鑿墓于此坊望潮水激灑廻隈澳青山四接翠無休伏思往昔有宜地脉者看之者乎其故者」綿々子孫寔驗于今日者矣雖然山英其子南槐以為王子子孫葬于玉陵殿山英之孫」寒林道葬此墓寒林道子雲峯慕鄉里近處故墓鑿于真喜與山從雲峯被葬于真喜」與墓由是湧田之墓則無行葬况歷代歲久荒蕪頰及破壞時是康熙十六年丁巳六月卜」吉再葺修此墓此是緣由為使後裔知之乞索于予以垂後之記予難辭謹為碑文云爾」

康熙十八年己未二月吉日 大中大夫兼長史司蔡鐸撰此」

前読谷山王子朝宗 摩文仁按司朝信 湖波藏按司朝榮 読谷山按司朝以 前摩文仁親方満恒 摩文仁親方満辰 儀真親雲上満京

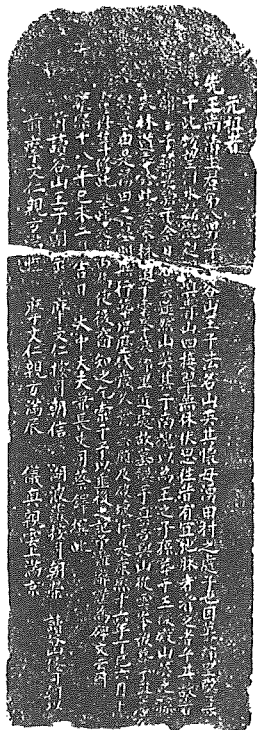
【解説】読谷山王子（尚洪徳）が生母大按司志良礼真世仁金（号は礼室）の郷里湧田に墓を造営したことや、四代目の孫が壺川松尾に墓を造営したこと、荒れた湧田の墓を修補したことなどの縁由を記した碑文である。大按司志良礼は、王農大親の娘で、尚清王の夫人となり読谷山王子を生んだ。「壺川松尾碑文」の名称は石碑には刻銘がなく、『琉球国碑



文記』によったものであるが、碑文にある「真喜与」は松尾（マーチュー）を方言表記したものである。壺川上獅子松尾に按司墓と称する墓があったといわれるが、湧田・壺川の両墓とも大正初期に上之屋に移され、さらに首里山川に移されて現在に至っている。碑は上約三分の一のところで折れ、台座もなかったが、昭和五十九年に接合修理した上で琉球石灰岩の台座に建てられている。碑文は『中山世譜』（蔡鐸本）の編者であり、蔡温（具志頭親方文若）の父である蔡鐸（志多伯親方声亭）で、彼が三十五歳のときのものである。

碑文の内容は、元祖は尚清王の八男読谷山王子、法名は山英、その生母は湧田村の処子である。郷里を慕い湧田に墓を造営する。良き地を得て子孫も繁栄したが、山英と子供の間槐は王の子孫であるため玉陵に葬む。山英の孫寒林道は湧田の墓に葬む。寒林道の子雲峯も郷里を慕って湧田の墓近くの真喜与山に墓を造営、雲峯以後は真喜与山に葬む。以来、湧田の墓への葬送がなく、墓地は荒れ果てて破壊に及んだので、康熙十六年（一六七七）に修理を施す。これらの縁由を後々に知らせるため、蔡鐸が撰したとあって、前の読谷山王子朝宗以下六人の関係者が列記されている。

碑は石質が微粒砂岩であるため、風雨によって摩滅が進行して不鮮明な部分があるので、採拓の際には打ち込みをできるだけ十分に行なう必要がある。



本覚山碑文（両面）

所在地 那覇市首里山川町

建立年 天啓四年（一六二四）

法量 縦八三・〇cm 横二七・〇cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【表銘文】

首里の王天きやすゑあんしおそいかなしのおやかなしの御すきりめしよわちや事ミいくに御はか」けらへらちへ御ミつかいすれて、ミ御ミ事をかミ申候ほとに石のさいくあつめ候て一七日の内にからめきミちへて」天啓四年甲子十月六日ひのとのみのへに御おくりし申候あにあれば国中の僧俗めともわらへの御吊ハ」いふにおよひ申さすをりふし唐より御つかいのちいへい御わたり候て御さ候間御とむらひにいろいろの」かざり物をすゑかくにて代の官人さいもんよミ候てミはいからめき申候かにある事ハ昔今にもあるま」しく候ほとに末代のしるへのためにひのもん御たてめされ候此御はかところは太あんしおしられのおもひ」くわへゑくか御三人おなご御五人に御給り候ほとにあんしも」けすも入事あらは天にあふき地にふしてたゝるへし 世あすたへ三人くしかミまによこ」国かミまさふろいまきしん思ひとく総奉行なか城おもひ二ら石ふきやうあたにや太郎」

于時大明天啓四年龍集甲子冬十月如意珠日

敬白

【裏銘文】

其惟一鏡妙田皇后者尚豊天子之尊母也然尊母一朝羅病終入滅矣為」葬此

尊母命石良工新為開此山以二夜三日大成了越茶毗節 大明国之」欽差有合故大明之高客奏涅（澄）様樂一国之諸僧唱梵相曲魏々堂々哉喪礼此」越可謂前代未聞也誰敢不瞻仰哉為令後人知記此碑文久立珍重三司官」具志守真如虎国上真三郎今帰仁思德總奉行中城思次郎石奉行阿谷」屋太郎大明天啓四年甲子十月如意珠白天徳山円覚藍玉叟記之

【解説】尚豊王の生母である金武大阿母志良札の死去に伴って造営され

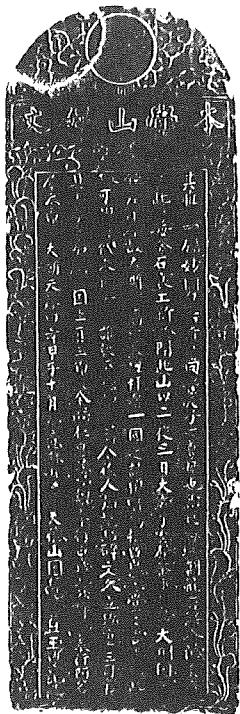
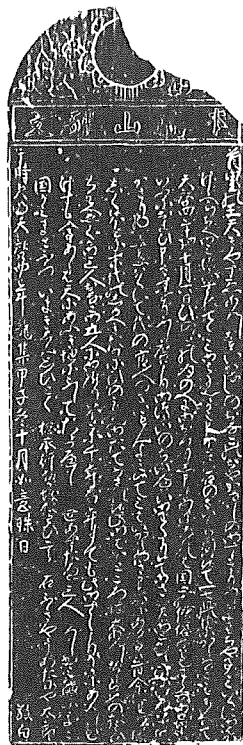
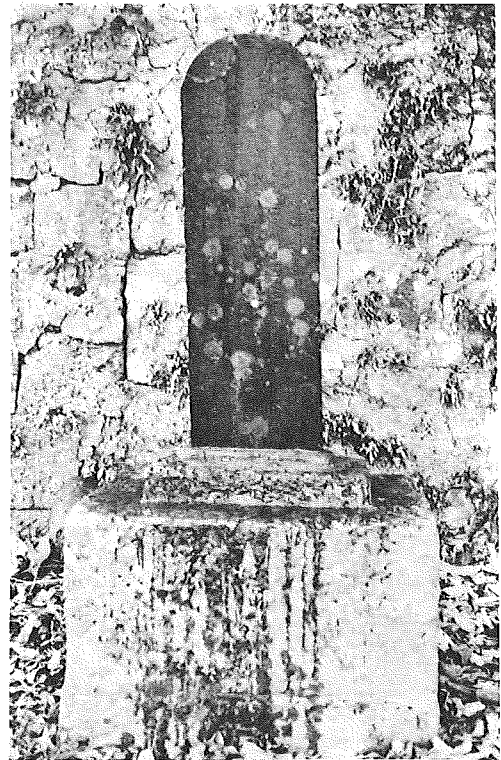
た金武按司家の墓地（この墓は拝領墓であるといわれている）内に建立された墓碑である。同墓地は、西の玉おどんあるいは山川の玉おどんと隣接しており、山号を本覚山と称するところからこの碑名がついた。墓碑は、琉球石灰岩でしつらえた台座の上に碑身を建て、墓に向って左よりに建立されている。同碑は今次大戦で戦禍を蒙ったが、碑頭部分が破損しただけでほぼ完全に残っており、戦後、門中の人達によって再建された。碑身は表裏とも碑面に「本覚山碑文」と横書きされ、碑頭には日輪（太陽）と瑞雲の文様があり、裏面は碑文の四周に唐草が施されている。

表碑面の碑頭右側の一部が欠損しているが、裏碑面は接合されてほぼ完全である。碑文は、表碑面に仮名文（琉文）、裏碑面は漢文で彫り込まれている。仮名文は琉文金石としては最後のものと思われ、文章の構成は「たまおとんのひのもん」（玉陵碑）にならっている。裏碑面の漢文は円覚寺の住持藍玉宗田和尚が漢訳したものであるが、これは表碑文と同時期に彫られたものではなく、『尚姓家譜』（金武家）に「雍正十二年甲寅九月二十五日訟相達記之」と見えているので、建立したあと百年以上経過した一七三四年の刻銘であるといわれている。しかし、この藍玉宗田（藍玉長 書家の城間盛久、すなわち尊円城間の実弟である）は一六二〇年代の人であるので、漢文刻銘が雍正十二年（一七三四）とし

た場合、時間的なずれが生じてくるので、実際の撰文年は表碑文と同時に
期とみた方が穏当かとも思われる。

碑文の内容は、尚豊王の生母の死去にともない、王命によって新しく
墓を急造して葬礼を営んだが、国中の僧俗や女子供の弔いはいうにおよ
ばず、滞留中の中国の使者も名代の官人を遣わして飾り物をおくったり、
祭文をよませるといふことは前代未聞のことであるので、末代に伝える
ためにこの碑を建てると墓碑建立の由来を記したあと、この墓は大阿母
志良礼の男子三人・女子五人の子供達に与えたものであるもので、いつの
世にあってもこの筋のほかに、按司や土庶が口出しするようなことがあ
れば、「天に仰ぎ、地に伏してたたるべし」とあり、最後に三司官（具
志頭親方安之・国頭親方朝致・今婦仁親方宗能）、総奉行（中城思次郎）、
石奉行（阿谷屋太郎）の名が童名で記されている。

なお、かな文が表碑面、漢文が裏碑面であったと考えられるが、現在
の碑は漢文が墓庭側に向き、かな文は墓室側に向いて建立されている。
また、銘文のかな文はきわめて鮮明に採拓できるが、漢文の碑面はかな
り摩滅して不鮮明なところが多く、採拓の際は慎重に叩く必要がある。
漢文面が摩滅した原因として考えられることは、戦前建立されていた碑
の場所や方向と風雨との関係がある。



(裏)

(表)

當藏村阿丹祢川嶽碑文（両面）

所在地 那覇市首里当蔵一の二八の四
 建立年 嘉慶十九年（一八一四）
 法量 縦九八・〇cm 横五〇・〇cm
 石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）
 備考 御嶽是那覇市指定文化財

【表銘文】

阿丹川の御嶽は「當藏むら祈願所の事候へとも往年龜抹の仕形これあり」
 不穩ところより取繕致尊敬以來神明加祐の奇特致顯然頂上の事候然處」
 頃年若輩のものとも御嶽境内致徘徊遊戯の事ともこれあるらん相聞え」
 如何の事にて圀石垣致修甫透間の所植木等の儀今般手沙汰を以相計度
 候」いづれも申談平等の側方へも致懸合御許容の上むら中の所持又は
 その」ほかの面々願意次第勸進を以彼是結構に為取成事候左候得は先
 様不敬の」挙動これなくやう平常のみまはり居むらの百姓へ内分にて
 相談青銅式千疋」致附属右利足を以往々御嶽守護一件の致茶代料様申
 渡聊無緩疎締の為」

嘉慶拾九年戌八月吉旦碑文如件

【裏銘文】

致勸進候人数

一 青銅九拾五疋完

美里王子 名護按司 眞壁按司 伊江按司 摩文仁按司 豊
 見城按司 勝連按司 小祿親方
 伊江親方 識名親方 久志親雲上 嵩原里主

一 同八拾疋

前伊江親方

一 同七拾五疋完

宜寿次親方 仲村親方 奥平親方 知花親方 阿波根親方

禰霸親雲上 與那覇親雲上 手登根親雲上

大工廻親雲上 喜名里主 垣花里主 富村里主 和宇慶親雲上

一 同五拾六疋完

安良城親雲上 安慶田親雲上 伊良波親雲上 翁長親雲上 喜

如嘉親雲上

一 同三拾疋完

安良城朝喬 眞壁朝祥 眞壁朝佐 佐久本朝願 浦崎政興

浦崎政行 阿波根朝章 久志安斑

久志安之 嵩原安英 佐久眞盛珠 仲村朝富 久志安暁 渡久

原兼列 粟国良昌 又吉保憲

嵩原安輝 高吉建永 阿波根朝英 高良憲輝 前川安郁 嵩原

安応 嵩原安郁 安良城朝得

伊渡村正宣 徳田安承 粟国良全

以上

安良城親雲上 眞壁里之子親雲上
 嵩原里之子親雲上 仲村渠親雲上

【解説】

一八一四年、当蔵村にある安谷川御嶽を有志が勸進して修理し
 たときに建立した碑文である。安谷川御嶽は当蔵と大中の境界、王府時
 代の宿道にもなった安谷川坂に隣接して位置する。当蔵村の祈願所であ
 るとともに、首里王府時代は首里大阿母志良礼（首里殿内）が所管する

首里城外六御嶽の一つに数えられる有数の御嶽であった。この御嶽は拝殿形式をとっており、宝珠をのせたアーチ門の石垣で境内を内外に分け、門右側に碑が建立されている。石碑には碑名がなく、『琉球国碑文記』に「當藏村字阿丹祢川嶽碑文」とある。碑身は一枚岩（琉球石灰岩）の台座にさし込むように建てられている。

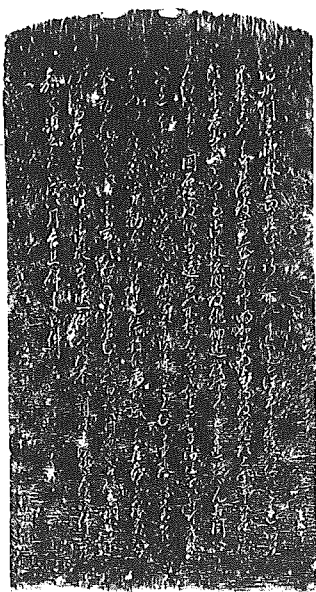
碑文の内容は、安谷川御嶽は當藏村の祈願所である。以前、粗末に扱われていたのを修理して尊崇したところ神の加護があった。ところが近年になって、若者が御嶽境内で良からぬことをしていると聞いている。

そこで石垣囲いの修理や空地への植樹のことを相談し、王府への許可も得た上で、村中の人たちがそれぞれの願意に応じて勸進することになった。そして以前のような不敬がないよう百姓たちに見回りを依頼し、青銅二千疋（二十貫文）を与えて、その利息でお茶代にあてるように申し渡す。十分に管理がいきとどくように、嘉慶十九年（一八一四）、ここに碑文を撰すとある。

碑文は表碑面に仮名交り文で御嶽の修理と管理について、裏碑面には勸進者名が列記してある。地域有志が勸進して御嶽を修理したり、管理することを取り決めた事例としては唯一の碑文である。石碑は台座の上に建立されている。保存状態は比較的良好な方であるが、若干摩滅してきており、特に裏碑面の方が進行していることがわかる。裏面は台座に近いところまで銘文があるので、採拓の際には慎重に小形タンポで叩くことが肝要である。なお、同碑文は『琉球国碑文記』の中にも収録されているが、勸進者名に碑銘と異なる部分を確認される。



裏



表



沖繩聖劇 玉城朝薫二百年祭記念碑

所在地 那覇市首里当蔵 首里城跡内

建立年 昭和八年（一九三三）

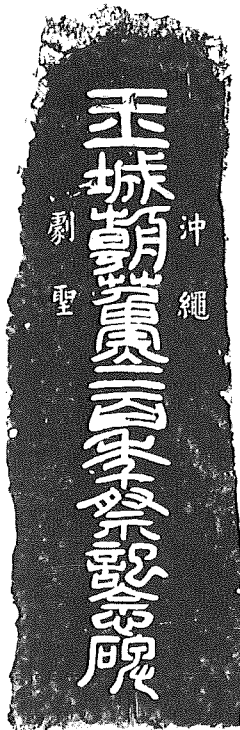
法量 縦一四八・〇cm 横一五〇・〇cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【解説】玉城朝薫（一六八四〜一七三四）の二百年祭に建立された記念碑である。玉城朝薫は組踊の創始者あるいは古典女踊の創始者としてあまりにも有名である。朝薫が作ったといわれる「二童敵討」・「名苺子」・「女物狂」・「孝行の巻」は一般に五番と称し、今日でも重要な演目となっている。昭和五十九年は朝薫が生れて三百年ということで、玉城朝薫生誕三百年を記念するいろいろな行事がとりおこなわれている。

この記念碑は、表碑面に隸書で「沖繩聖劇 玉城朝薫二百年記念碑」、裏碑面に「昭和八年三月吉日建立 沖繩郷土研究会」と刻名されているように、沖繩郷土研究会（会長真境名安興）が中心になって、玉城朝薫の没後二百年を記念して建立したものである。碑は朝薫作の組踊が最初に演じられた首里城内の北殿側に建立され、昭和八年三月十二日に主催者の沖繩郷土研究会外関係者により除幕式ならびに慰霊祭が挙行された。碑身は微粒砂岩（ニービヌフニ）の自然石を使用し、台座も同質の自然石を利用してゐる。碑銘は書家の謝花雲石の書になる。

この碑はかなり大形に属し、長さは全紙を紙継ぎしなければならぬので、あらかじめ法量を測定して採拓に臨む必要がある。また、場所が高台となっているため風が吹き上げてくるので、風のない日に二人以上の人数は必要となる。タンポも大形のものを用意すると便利である。



（表）



（裏）

飯森墓 碑（両面）

所在地 大里村字南風原
建立年 嘉慶二十二年（一八一七）
法量 縦三五・八cm 横二四・四cm
石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【表銘文】

爰に骨あり世遠くして
その人しるへからつ然れとも
靈魂の崇りありて
嘉慶廿二年丁丑八月十日其
散骸を安置しけり

【裏銘文】

不思議や其次夜神翁
来ていひもりと唱よと
告命あり仍而由来を
碑文に記之

【解説】一八一七年、飯森の命名由来を刻銘した墓碑である。碑文によって明らかのように、いつの世の誰かも知れない遺骨（「沖繩県史編纂資料」には、「食栄森」となっていて、住民は遠い昔この部落を創立した人々を祭ったところだということ、敷内からは一切草木も刈り取らなかったという）があり、その靈魂の崇りがあるところから一八一七年

になって丁重に供養したところ、その次の夜に神が現われ、その場所を「いひもり」と呼ぶようにという告命があったので、その由来を碑文に刻銘したとある。同碑のある場所は飯森御嶽と称し、拝所として祈願の対象となっている。自治会事務所のある扁額にも「食栄森」と書いてあるところから、あるいは「食栄森」が本来の名称であった可能性もある。古い散骸を安置した墓は、森の頂上であり、宝珠をいたたくドーム状の特殊構造となっている。墓碑は台座がついて墓上左側に建立されているが、ほぼ真中から二つに割れて未接合の状態である。同御嶽は五月ごろになると各地から参拝客が訪れるという。御嶽形成の経緯を知る貴重な碑文である。なお、石碑の左後方には今帰仁城への揺拝所がある。また、同森右側の岩上とその下方に「大瀬山」と刻銘した石碑が二基ある。上方の碑は横書きされて右側に「古郷」と刻銘されている。下の碑は縦書きになっており、右上端には「大清」吉日」と刻銘され、近くには「同」の字が刻まれた欠落部分の破片がごろがっていた。地域の老婆の話では、この二つの石碑は上方が男子、下方が女子誕生に際して祈願する場所でもあるという。





(裏)



(表)

大門森の下の墓碑 (片面)

所在地 具志川市赤道
 建立年 康熙四十三年(一七〇四)
 法量 縦五六・一cm 横二七・一cm
 石質 微粒砂岩(ニービヌフニ)

【銘文】

宮里村なさと引の御ろさしの

はか代々くわまか為知仕置

大清康熙四十三年^甲十二月十八日

- 四代為こまこ
- 比屋根? 筑登之親雲上
- 同 喜屋武 掬親雲上
- 同 五代為こまこ
- 同 親雲上
- 同 島袋 筑登之
- 四代
- 同 加那 高江洲
- 同 高江洲 尔也
- 同 かな下こほり
- 同 三ら山城
- 同 むた比屋根

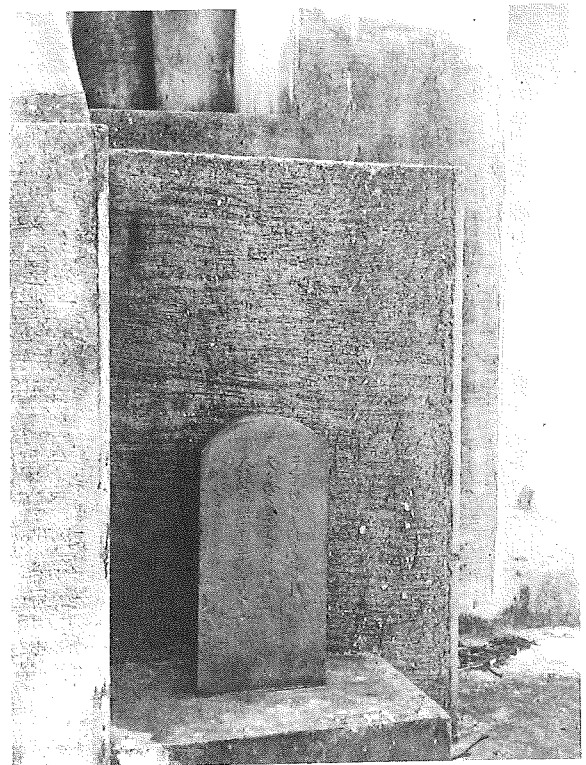
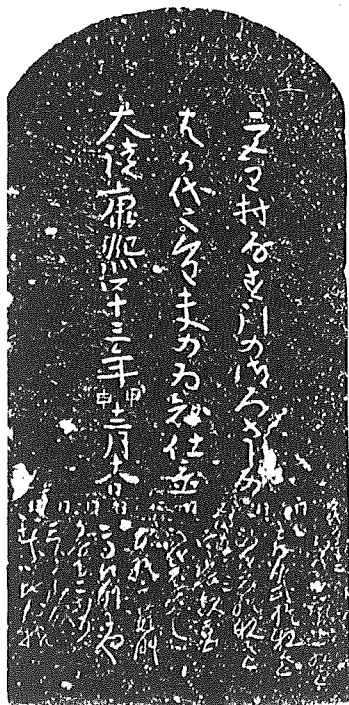
【解説】一七〇三年、「大門森の上の墓碑」の下方に宮里引の子孫が建立した墓碑である。宮里姓は、薰氏六姓山城大屋子(一六〇二〜一六六四・九・十三)の次男で、七世宮里掬親雲上(一六二四〜一六九三・六・一二)を系祖とする。妻の真牛は儀保あむしられ(一六二七〜一六九三・六・一二)で、戦前まで大きな龍の文様を配したかんざしがあつたが、かぶは戦争で消失してしまい、現在柄だけが神屋に保管されている

という。

この墓碑は「大門森の上の墓碑」と同時に建立されたもので、碑面下方には子孫の名前が刻銘してある。その部分は摩滅が著しく、不鮮明な部分が多いが、およそ右記の銘文のようになる。比屋根掟親雲上というのは、八姓長男比屋根掟親雲上（一六四三〜一七〇八・一一・四）、喜屋武掟親雲上は次男の喜屋武掟親雲上（一六四六〜一七二一・一・九）のことであろう。次の宮里掟親雲上と鳥袋筑登之については不明だが、加那高江洲（一六七八年生四男）、高江洲尔也（一六八〇〜一七〇一・五・一三・五男）、三良山城（一六七六年生三男）、武太比屋根（一六七四年生 次男）は八世比屋根掟親雲上の子供達であると思われるが、「かな下こおり」は不明である。

にむけての土地造成の際に上方へ移建されている。

なお、同墓地は戦後の混乱期に他人名義となってしまう、それを住宅公団から池原門中が買い取って、新しく墓を建造したものであるという。新しい墓は、古い墓と同方向に向けて建造したといわれ、墓碑は向って左側に建て、台座はなく周囲を直接セメントで固めてある。



大門森の上の墓碑（両面）

所在地 具志川市赤道

建立年 康熙四十三年（一七〇四）

法量 縦六一・〇cm 横二五・〇cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【表銘文】

御ろさしの子あさなはんの比屋根掟親雲上

又ひやたき此二人のはか永々子まこ為知

大清康熙四十三年甲申十二月十八日

【裏銘文】

此いしたてたる人わ御ろさしのはかにしろし

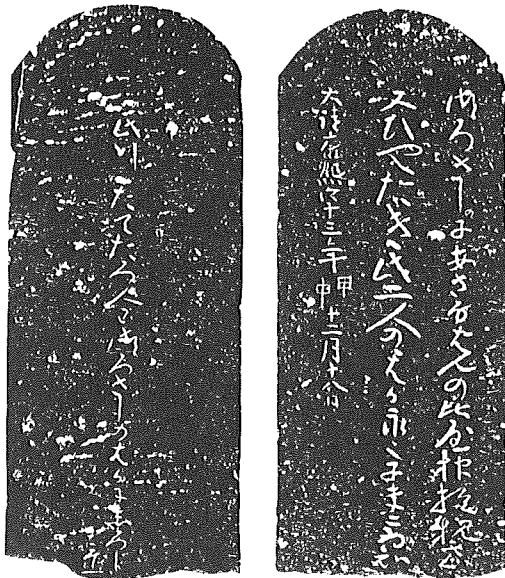
置

【解説】康熙四十三年（一七〇四）、具志川市宇赤道大門原に大門森と呼ばれる小高い丘があり、その中腹に横穴を掘り込んだフィンチャー墓がある。その墓庭右側に建立されているのが当該墓碑である。碑文に出てくる比屋根掟親雲上は薫氏（元祖は伊波子仲賢という）の出身で、池原門中（元は大城であったという）中興の祖と目される。薫氏の家譜が現存せず不明瞭な点が多いが、同門中の銘苅光良氏によれば、約二〇年前に墓を開いて調査した際、多くの厨子甕が確認されたという。その厨子甕中もつとも古い銘のあるものが八姓比屋根掟親雲上（一六四三―一七〇八）の厨子甕であったという。碑は保存状態が比較的良く、銘文も

全文判読が可能である。但し、裏面は銘文近くまでセメント製の台座がせまっているので、採拓の際には小形タンポで慎重に叩く必要がある。



（表）



（裏）

江洲按司墓碑（片面）

所在地 具志川市字江洲 江洲城跡内

建立年 不明

法量 縦二一・六cm 横一三・〇cm

（銘文刻字枠内の寸法）

碑身全長・縦一〇九・三cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）

【銘文】

兄
えずあんしはか左

妹
つきおやのろはか右

【解説】江洲按司とその妹つきおやのろの墓碑であるが、建立年および撰（書）者ともに不明である。同碑は江洲城跡の南側崖下に造られた墓庭中央部に、指状自然石のほぼ真中を削って刻銘し、台座をつけずに造立してある。碑は比較的体存状態が良く、鮮明な拓本が採れる。

『武姓家譜 正統』（嘉陽家）によれば、江洲按司（？〜一四七二）は、唐名を武源明、名乗りを宗祖と称し、尚泰久七男の尚武であるといふ。同家譜には、江洲按司を元祖となすことを奏請し、許可されたいきさつを示す口上覚が収録されている（一世宗祖 康熙五十八年条）。参考のためにそれを次に示しておく（『那覇市史』家譜資料三 首里系）。

口上之覚 亥三月十日伊豆味親雲上御取次備上覽相請也

恐多奉存候得共申上候、私共元祖ニ相立候小橋川捷親雲上より四代之祖は江洲按司、彼之男子江洲、其男子座安捷親雲上、江洲城之骨納之墓所有之、妹のろ墓も一所ニ被相好置流伝仕修補等仕来候、且又おもろニも由来相見得、専江洲村ニて旧例之例式御座候、尤妹のろ讓物等有之段々之由緒を以、尔今神等拜彼所之取合仕来申候處、嘉陽親雲上系因仕調候節致勘違相載不申候、依之乍恐右之断申上、嘉陽親雲上年内訟願企有之候處、不意之仕合ニて不得申上候、今更訴訟申上候儀恐多奉存候得共、先祖致忘却候儀別て難黙止御座候間、江洲按司元祖御立、右兩人亘系進入候様被仰付被下度奉願候、右由来書相添差上申候間、可然様御取成奉頼候、以上

亥

正月廿八日

嘉陽筑登之
嘉陽筑親雲上
真境名筑親雲上
嘉陽筑親雲上
長浜親雲上
奥原親雲上
真境名親雲上

この口上覚は一月二十八日に奏請され、次書された上で三月十日には上覽に供され、許可がおりている。

唐人墓碑文（片面）

所在地 恩納村字仲泊

建立年 道光四年（一八二四）

法量 縦六九・五cm 横五一・〇cm

石質 微粒砂岩（ニービヌフニ）



【銘文】

福建省泉州府同安縣難民□□（坐落？）水櫃飄来

呂仁

呂春

清考 呂孝等墓

洪貴

胡明

道光四年十二月初六日立



【解説】一八二四年、思納間切仲泊村に漂着した唐人五人を葬ったときの墓碑である。『中山世譜』尚灝王の道光五年（一八二五）条に、「（道光）五年乙酉、遣大通事紅泰熙、官舎武弘毅等。坐駕海船一隻。護送福建省泉州府。同安縣難人。呂正一名。及廣東省潮州府。澄海縣難人。船

戸蔡高泰等。二十二名。入閩。其呂正。原共三十二名。坐賀商船一隻。該縣出口。洋中陟遇颶風。船隻沉覆。淹斃舵梢二十六名。呂正等六名。坐落水櫃。客歲飄来恩納郡。中泊村洋面。内五名已死。就地殮埋標記。

呂正一名。枋腹待斃。即刻援扶上岸。以粥調養。方得復蘇。隋由陸路護

送。来到泊村。照例養贍。」と当時の状況が記してある。この『中山世譜』の記事は唐人墓碑銘と一致（『中山世譜』は道光五年条につくるが、「客歳」すなわち去年とある）する。乗組員三十二名のうち、六人が水櫃の中に入って漂流したが、呂正だけが助かり、五人は漂着したときにはすでに死亡していた模様である。この時唐人の治療にあたったのは、真栄城親雲上秀久（唐名・介維新）という下庫理御番医者であったらしく、『新参介家譜』（真栄城家）道光六年条に褒賞記事が見えている。この墓碑で『中山世譜』で判明しなかった五人の名前がわかり、また、『中山世譜』によって当時の模様を知ることができる。救助された呂正は陸路で泊村に護送されて養生したのち、翌道光五年に中国へ送り届けられている。この唐人墓碑は、仲泊遺跡の北方約二〇〇メートルの場所に位置するが、もともとこの場所にあつたわけではなく、唐人を埋葬した墓地近くに建立されたものが、何らかの理由で現在の場所に移建されたものであろう。碑は旧五八号線近くの土手に建ててあつたが、道路側溝近くに移した上で、台座がわりにセメントで固めてある。

現在、同碑が建立されている場所は風が強くあたるところであり、二人以上で採拓するか、風を防ぐ工夫が必要となる。また、碑をセメントで固めた際に銘文近くまで迫っているので、台座近くの水貼りは水量を少なめにし、その部分の上墨はやや乾燥したところを見計らつて、小形タンプを使用して採拓することが鮮明な拓影を得るコツである。

